

WTOサービス・2月クラスター会合（2月14日～18日）の概要

平成23年2月21日
外務省 サービス貿易室

1. ドーハ・ラウンド交渉全体の加速を受けて、市場アクセス交渉が積極的に実施され、一部の関心国からは自由化に向けた前向きな反応が得られた。第4モード（自然人の移動）等についても交渉が開催された。
2. ルール（国内規制）については、規律案の作成に向けて、論点及び主要なオプションの整理等が行われた。

1. 概要

- (1) 2月14日から18日まで、ジュネーブにおいてWTOサービス・クラスター会合（注1）が開催された。
- (2) ドーハ・ラウンド交渉全体の加速を受けて、我が国・米・EU等の主要国は市場アクセス交渉を積極的に実施。交渉で期待される成果につき、約30の国によるサービス主要関心国会合を主催した。先進国は主に第3モード（注2）の外資規制の緩和・撤廃につき、その重要性や実現のための方策を主張したのに対し、途上国は主に第4モード（自然人の移動：同じく注2）につき先進国側の更なる取組が必要であると主張した。3月と4月のクラスター会合でも、同様の枠組みで主要なサービス分野ごとに集中的に議論を行う見通し。
- (3) 我が国代表团（関係省庁の専門家を含む）は主な関心国（中国、インド、タイ、インドネシア、マレーシア、ブラジル）と二国間協議を実施。一部の国からは更なるオファーの示唆等前向きな反応も得られた。3月クラスター会合では、引き続き本国からの専門家も交えて本格的に交渉を行うことを確認した。
- (4) 分野別では、第4モード及び音響・映像サービスについてプルリ交渉（注3）が開催された。第4モードの交渉では、途上国が高度な技術や専門的知識を有する外国人のサービス提供を自由化するよう求めたのに対し、我が国を含む先進国が関連する自国の制度及び自由化に向けた取組を説明する等、活発な議論が行われた。
- (5) 海運サービスについても、我が国主催で推進派の会合（フレンズ会合）を実施。WTOの重要原則である最恵国待遇（MFN）義務が現在唯一適用されていない特殊な状況の改善に向け、ドーハ・ラウンドの妥結までに必要な作業の検討を進めた。
- (6) これらの市場アクセスに関する議論と並行して、国内規制作業部会及びGATSルール作業部会の非公式会合、サービス貿易理事会特別会合も開催され、今後の作業計画等が議論された。国内規制では、今後のドラフティングに向け、少数国グルー

プで現行議長テキストの主要論点及びオプションの整理を行った。 L D Cモダリティ（注４）についても、少数国で案文に関する交渉を進めていくことが確認された。

2. 次回会合の見通し

- （１） ３月中旬に２週間実施され、サービス貿易理事会特別会合、定例会合及び４つ全ての下部組織の会合（国内規制作業部会、G A T Sルール作業部会、特定約束委員会、金融サービス委員会）が開催される予定。
- （２） サービス主要関心国会合が主要な分野ごとに実施されるほか、二国間協議も引き続き活発に行われる見通し。

注１：W T Oサービス交渉に関連する各種会合がまとめて開催されており、これらの会合を一括して「サービス・クラスター会合」と称している。

注２：W T Oサービス貿易一般協定（G A T S）では、サービス貿易の形態（モード）が４つに分けられ、国境を越える取引を第１モード、海外における消費を第２モード、拠点設置を通じたサービス提供を第３モード、自然人の移動によるサービス提供を第４モードと定義している（詳細は外務省ホームページの該当部分 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats_5.html を参照下さい）。第３モードの例として、ある国のサービス事業者が海外に投資を行ったり支店を設置したりする場合が、第４モードの例としては、ある国のサービス事業者が社員を外国に派遣して現地の顧客にサービスを提供する場合が挙げられる。

注３：プルリ交渉とは、二国間のリクエスト・オファー交渉（一対一）とは異なり、リクエストする側とされる側の複数の国が参加して行う、集団対集団の自由化交渉のことをいう。

注４：後発開発途上加盟国に対する特惠供与の枠組みを指す。

注５：サービス交渉の最新情報や詳細については、以下の外務省ホームページをご参照ください。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/index.html>

（了）